

諮詢庁：防衛大臣

諮詢日：平成28年6月23日（平成28年（行情）諮詢第433号及び同第435号）

答申日：平成30年1月17日（平成29年度（行情）答申第414号及び同第416号）

事件名：安全保障法制整備に関する与党協議会に関する行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

安全保障法制整備に関する与党協議会に関する行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「『安全保障法制整備に関する与党協議会』に関する、その業務のため行政文書ファイル等につづられた文書の全て（期間は2014年7月2日から2015年2月末まで）。＊「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の文書1ないし文書20（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を開示とした決定は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年3月9日付け防官文第4125号及び同第4126号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮詢庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「処分1」及び「処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消し及び文書の再特定を求める。

#### 2 異議申立ての理由

##### （1）異議申立書

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」である。

そこで、本件開示決定通知書で特定されたP D F ファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定された P D F ファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成 22 年度（行情）答申第 538 号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定された P D F ファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成 24 年 4 月 4 日付け防官文第 4639 号）についても特定を求める。

平成 24 年 4 月 4 日付け防官文第 4639 号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

## （2）意見書

諮詢庁では、変更履歴情報等が存在しても開示対象と扱わずに処分を行っている。

諮詢庁は、理由説明書で、本件対象文書の履歴情報等について「防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく」と主張している。

ところが、平成 28 年 7 月 1 日付け書状及び同月 15 日付け書状によれば、開示実施の担当窓口では、変更履歴情報等について付隨を避け措置を施した上で、複写の交付を行っていると説明している。

この説明によれば、諮詢庁は変更履歴情報等が存在しても開示対象と扱わずに開示決定等を行っているのである。

本状から推測するに、おそらく開示実施を直接担当している職員は、変更履歴情報等が開示対象になり得るという事実を知らずに開示実施を遂行しているものと思料される。

そこで、改めて変更履歴情報等の有無を確認すると共に、その情報に

ついて開示決定等をやり直すべきである。

### 第3 環境省の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書を求めるものであり、これに該当する文書として別紙の先行開示決定文書及び文書1ないし文書20を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、平成27年4月24日付け防官文第7145号及び同年12月7日付け防官文第19246号により、別紙の先行開示決定文書を全部開示した。

その後、平成28年3月9日付け防官文第4125号及び同日付け防官文第4126号により、別紙の文書1ないし文書20までの文書（本件対象文書）について、法5条3号及び5号に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

#### 2 法5条該当性について

本件対象文書のうち、別紙の文書20の件名及び内容の全部については、これを公にすることにより、我が国の安全保障上の関心事項等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、我が国と他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は、交渉上不利益を被るおそれがあることから、法5条3号に該当するとともに、今後の会議等における率直な意見の交換に支障を及ぼすおそれがあることから同5号に該当するため、原処分においては不開示とした。

#### 3 異議申立人の主張について

（1）異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するように求めるが、原処分において特定した本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式であり、それ以外の電磁的記録は保有していない。

なお、異議申立人は、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務づけるような趣旨の規定はないことから、原処分においては、「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式まで明示していない。

（2）異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」とし

て、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」について特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報等については、防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

- (3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件異議申立てが提起された時点においては、開示の実施の申し出がなされていないことから開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。
- (4) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、一部に対する不開示決定処分の取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性について十分に精査した結果、その一部が上記2のとおり同条3号及び5号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (5) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 平成28年6月23日 諒問の受理（平成29年（行情）諒問第433号及び同第435号）
- ② 同日 諒問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同年7月15日 審議（同上）
- ④ 同月25日 審査請求人から意見書を收受（同上）
- ⑤ 平成29年12月19日 本件対象文書の見分及び審議（同上）
- ⑥ 平成30年1月15日 平成28年（行情）諒問第433号及び同第435号の併合並びに審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の文書1ないし文書20である。

異議申立人は、原処分の取消し及び文書の再特定を求めており、諒問庁は、本件対象文書を特定し、本件対象文書の一部を法5条3号及び5号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示

情報該当性について検討する。

## 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮詢庁に確認させたところ、諮詢庁から次のとおり説明があった。

ア 本件対象文書は、防衛省内部部局が保有しているPDF形式の電磁的記録であり、防衛省において、PDF形式以外の電磁的記録は保有していない。

イ 本件対象文書のうち、文書1ないし文書3、文書6及び文書12は、与党協議会において配布された紙媒体をPDF形式の電磁的記録として保存したものである。文書5、文書10及び文書17ないし文書19は、その原稿を防衛省内部部局の担当者がPDF形式以外の電磁的記録として作成したが、完成後に誤編集を防止する観点から、PDF形式の電磁的記録として保存することとし、原稿であるPDF形式以外の電磁的記録については廃棄した。

さらに、文書4、文書7、文書9及び文書16は内閣官房が、文書13ないし文書15は外務省がそれぞれ作成し、いずれもPDF形式の電磁的記録として提供を受けたものである。また、文書8、文書11及び文書20は、内閣官房、防衛省、外務省が共同してPDF形式以外の電磁的記録として作成し、いずれも作成した後に完成版をPDF形式の電磁的記録として保存することとし、原稿であるPDF形式以外の電磁的記録は廃棄した。

したがって、防衛省において、本件対象文書のPDF形式以外の電磁的記録は保有していない。

ウ 本件異議申立てを受け、防衛省内部部局において、パソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書のPDF形式以外の電磁的記録の存在は確認できなかった。

(2) 本件対象文書については、PDF形式以外の電磁的記録は保有していない旨の諮詢庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえず、防衛省において、先行開示決定文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書(電磁的記録)を保有しているとは認められない。

## 3 不開示情報該当性について

不開示とされた文書20は、これを公にすることにより、我が国安全保障政策上の取組に係る政府部内の未成熟な検討内容が明らかとなり、将来的同種の法案の策定作業において政府部内での自由かつ達な議論に支障を来すなど、政府部内の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあると認められるので、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

## 4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 5 付言

別紙に掲げる文書のうち、文書20については、原処分において具体的な文書名が明らかにされていないが、本来、特段の支障がない限り、開示決定通知書には、文書の名称を具体的に記載すべきであるから、処分庁においては、今後、この点に留意して適切に対応することが望まれる。

## 6 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号及び5号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、先行開示決定文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条5号に該当すると認められるので、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子、委員 池田綾子、委員 中川丈久

## 別紙

### ○先行開示決定文書

国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について（平成26年7月1日 閣議決定）

### ○本件対象文書

- 文書1 安全保障法制整備に関する与党協議会（第12回）  
文書2 安全保障法制整備に関する与党協議会の具体的な日程と議題（案）  
文書3 与党協議  
文書4 武力攻撃に至らない侵害への対処に関する取組の強化に資する取組  
文書5 自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動に現に従事している米軍部隊の武器等の防護について（平成27年2月 防衛省）  
文書6 安全保障法制整備に関する与党協議会（第13回）  
文書7 閣議決定と国際的な平和協力活動の関係  
文書8 我が国の平和・安全、国際社会の平和・安定のために活動する他国軍隊への支援活動（平成27年2月 国家安全保障局 防衛省）  
文書9 国連PKO等の国際的な平和協力活動（平成27年2月 内閣官房国家安全保障局）  
文書10 自衛隊法第95条（武器等の防護のための武器の使用）及び新設する権限に係る考え方について（平成27年2月 防衛省）  
文書11 米豪の協力関係（平成27年2月 外務省 防衛省）  
文書12 安全保障法制整備に関する与党協議会（第14回）  
文書13 緊急時における在外邦人の保護（平成27年2月 外務省）  
文書14 主要な緊急事態と邦人退避（退避手段別：近年の例）（平成27年2月 外務省）  
文書15 各国の軍隊が領域国の同意を得た上で自国民等の陸上輸送・救出を行った例（平成27年2月 外務省）  
文書16 國際的な平和協力活動について（平成27年2月 内閣官房国家安全保障局）  
文書17 在外邦人救出に係る法整備について（平成27年2月27日 防衛省）  
文書18 他国軍隊への支援活動（自衛隊法の規定に基づく他国軍隊に対する物品・役務の提供）（平成27年2月 防衛省）  
文書19 船舶検査活動法について（平成27年2月27日 防衛省）  
文書20 開示請求された「『安全保障法制整備に関する与党協議会』について、その業務のために行政文書ファイル等につづられた文書の全て（期間は2014年7月2日から2015年2月末まで）。\*「行

政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七電磁的記録」があれば、それを希望。」に係る行政文書のうち、上記1から19まで及び平成27年4月24日付け防官文第7145号及び同年12月7日付け防官文第19246号において特定した行政文書以外の文書